**郡上市立明宝保育園　重要事項説明書**

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 郡上市 |
| 事業者の所在地 | 郡上市八幡町島谷２２８番地 |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | ＴＥＬ（０５７５）６７－１１２１  ＦＡＸ（０５７５）６７－１７１１ |
| 代表者氏名 | 郡上市長 山川　弘保 |
| 条例の目的に定めた事業 | 〇郡上市保育所の設置及び管理に関する条例  〇郡上市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則  〇郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育  事業の運営に関する基準を定める条例 |

２　施設の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 保育園 | | | |
| 名称 | 郡上市立明宝保育園 | | | |
| 所在地 | 郡上市明宝畑佐１９２番地１３ | | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | ＴＥＬ（０５７５）８７－２００８  ＦＡＸ（０５７５）８７－２３３８ | | | |
| 施設長氏名 | 村瀬　珠恵 | | | |
| 開設年月日 | 平成１７年４月1日（昭和３８年１０月１日） | | | |
| 利用定員（年齢別） | 乳児 | １，２歳児 | ３歳児以上 | 計 |
| ３ | １２ | ３０ | ４５ |
| 取扱う保育事業 | 平日保育、延長保育  希望保育、一時預かり保育、子育て支援 | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | | １６２５㎡ | |
| 園舎  (保育園) | 構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建 | |
| 延床面積 | ６３４.３３㎡ | |
| 施設設備の数と面積  (保育園) | 乳児ほふく室 | １室 | ２９.４０㎡ |
| 保育室 | ３室 | １４２.７３㎡ |
| 遊戯室 | １室 | １２１.６１㎡ |
| 調理室 | １室 | ２５.０３㎡ |
| 調乳室 | １室 | ２７.００㎡ |
| トイレ | 小便器　５  大便器　４ | ２３.０９㎡ |
| 事務室  （医務室含） | １室 | ４２.００㎡ |
| 屋外運動場 | | １箇所 | ９７５.００㎡ |
| 屋外プール | | １箇所 | ６０.０６㎡ |
| 菜園 | | １箇所 | ４９.４０㎡ |

３　施設・設備の概要

４　施設の目的、運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 心身共に健やかに育成されるように乳幼児期の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行うことを目的とします。 |
| 運営方針 | 子どもの健やかな成長を願い、養護と教育が一体となった保育を充実させるとともに、地域の子育て支援を積極的にすすめ、保護者から信頼され地域から愛される、開かれた園を目指します。  〇良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。  〇利用する子どもの意思及び人格を尊重し、常に利用する子どもの立場に立った保育の提供に努める。  〇地域及び家庭とのつながりを重視した運営を行い都道府県・市町村・小学校・保育施設・地域子ども子育て支援事業を行う児童福祉施設など、関連機関とその職員との密接な連携に努める。  〇利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置に努める。 |

５　職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 園長 | １人　（資格：保育士・幼稚園教諭） |
| 園長補佐 | １人　（資格：保育士・幼稚園教諭） |
| 主任保育士 | 園長補佐が兼務 |
| 保育士、幼稚園教諭 | ２人　（資格：保育士・幼稚園教諭） |
| 調理員（栄養士除く） | １人　（常勤：１人） |
| 栄養士 | ０人　（常勤：０人） |
| 事務員 | 園長が兼務 |

６　保育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日から土曜日 |
| 休所日 | （１） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  （２） 日曜日  （３） 12月29日から翌年の1月3日まで(前2号に掲げる日を除く。)  （４） 前各号に定めるもののほか、園長が特に休業を必要と認め、市の承認を得た日 |

７　保育を提供する時間

（１）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前７時から午後７時 |
| 土曜日（希望保育） | 午前７時から午後７時 |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前７時から午後６時 |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前７時から午後６時 |
| 延長保育時間 | 午後６時から午後７時 |

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（８時間） | 午前８時から午後４時 |
| 土曜日の保育時間（８時間） | 午前８時から午後４時 |
| 延長保育時間 | 午前７時から午前８時及び午後４時から午後７時 |

８　利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料（利用者負担） | 保護者が居住する市町村が定める利用料 |
| 延長保育料 | １時間１００円 |
| 一時預かり保育料 | ３歳未満児･･･一日最長８時間＝１，６００円  ３歳児以上･･･一日最長８時間＝１，０００円  ※４時間未満は半額 ※給食２００円 |
| 主食提供 | 未満児・・・毎日：料金は保育料に含まれる  ３歳以上児・・月１～２回提供：１００円 |
| 副食費 | 未満児・・・保育料に含まれる  ３歳以上児…月３，７００円  年収３６０万円未満相当世帯は副食費免除 |
| スクールバス協力金 | 月額２，０００円 （利用者のみ） |
| 賠償責任保険 | 年間：２１０円 |
| 用品代 | 年間３，０００～５，０００円  （連絡帳・出席帳・はさみ・粘土等）年齢によって異なります |

９　支払方法

|  |
| --- |
| ・利用料、スクールバス協力金は、口座引き落とし  ・延長保育料、一時預かり保育料は、納付書による  ・保険料及び用品代は現金徴収 |

10　提供する保育の内容

|  |
| --- |
| ≪保育・教育理念≫  子どもの健やかな成長を願い、養護と教育が一体となった保育を充実させるとともに、地域の子育て支援を積極的にすすめ、保護者から信頼され、地域から愛される、開かれた園を目指します。  ≪保育目標≫  たくましい子　（体を動かして元気に遊ぶ子、自分のことが自分でできる子、挑戦しやりぬく子）  考える子 　（興味や関心をもち夢中になって取り組む子、思ったことが表現できる子、考えて行動できる子）  やさしい子 （友達と仲良く遊ぶ子、思いやりや感謝の心をもてる子、命を大切にする子） |

＜毎日の保育の流れ＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
| 7:00    8:00  9:30  11:15  11:30  12:00  13:00  14:00  15:00  16:00  18:00  19:00 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 |
| 保育短時間（８時間）開始  順次登園  おやつ  遊び（室内外）・散歩 | 保育短時間（８時間）開始　順次登園  ・朝の会  ・なかよし遊び（室内外）  ・クラス活動 |
| 食事 | 片付け |
| 食事 |
| 午睡 |
| ・なかよし遊び（室内外）・クラス活動  ・午睡（３歳：秋まで　４・５歳：夏季のみ） |
| 目覚め  おやつ | おやつ  帰りの会 |
| 順次降園 | 順次降園 |
| 保育短時間終了  保育標準時間終了  閉園 | 保育短時間終了  保育標準時間終了  閉園 |

＜保育計画（年間）＞

|  |
| --- |
| 年度開始時に学年ごとにお知らせします。 |

＜クラス編成＞

|  |  |
| --- | --- |
| 年 齢 | ク ラ ス 名 |
| 0歳児 | ひよこ組 |
| 1歳児 | ひよこ組 |
| ２歳児 | りす組 |
| ３歳児 | ぱんだ組 |
| ４歳児 | ぞう組 |
| ５歳児 | きりん組 |

11　給食等について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提供内容 | | | |
| 午前おやつ | 給食 | | 午後おやつ |
| 主食 | 副食 |
| ０歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| １歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| ２歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| ３歳児 |  | 月１～２回提供 | 〇 | 〇 |
| ４歳児 |  | 月１～２回提供 | 〇 | 〇 |
| ５歳児 |  | 月１～２回提供 | 〇 | 〇 |

＜給食の提供にあたって＞

|  |
| --- |
| 〇当園で調理を行っています。  〇５歳児、４歳児、３歳児は毎日主食持参して頂きます。月に1～2回、誕生日会等行事の際は、主食を提供することがあります。献立表でお知らせします。  〇未満児は毎日主食を園で提供します。 |

＜アレルギー対応について＞

|  |
| --- |
| 医師の診断・指示に基づき、個別に対応しています。 |

12　保護者の方に用意して頂くもの

1. 入園時に用意して頂くもの

|  |
| --- |
| * 1. 住所確認するもの（児童票）②保護者の緊急連絡先③生活調査票④通園バス利用申込書 |
| ⑤その他準備して頂く物  ・通園カバン（肩からかけるもの又はリュックサック）  ・水筒 ・お手拭タオル　・上靴入れ袋＜上靴＞  ・歯ブラシ袋＜歯ブラシ、歯磨き用コップ＞  ・給食袋 ３歳児以上【弁当箱、箸、箸箱、マスク、ふきん】  未満児【スプーン、フォ―ク、エプロン、おしぼり、ふきん】  ・エプロン袋＜エプロン、三角巾＞（３歳以上）  ・着替え入れ袋＜着替え一式、ビニール袋２～３枚＞  ・布団入れ袋＜敷き布団・掛布団又はタオルケット＞  ・水遊びバック＜水遊び用衣服、タオル、ゴムぞうり＞（夏季のみ）  ・スキーウェア、手袋（冬季のみ） |

（２）毎日持参して頂くもの

|  |
| --- |
| ・通園カバン ・カラー帽子 ・お手拭タオル ・水筒 ・連絡帳・出席ノート（3歳児以上）  ・歯ブラシ袋＜歯ブラシ、歯磨き用コップ＞（3歳児以上）  ・給食袋 ３歳児以上【お弁当箱、箸、箸箱、マスク】  未満児【スプーン、フォーク、エプロン、おしぼり】 |

（３）服装について

|  |
| --- |
| 〇自分で着脱しやすく、動きやすい服装で登園させてください。  フード付きのもの・スカート・タイツ・スカートズボン・ベルト等は避けてください。  園では泥遊び、絵具遊びなどで汚れることも多いので、汚れてもよい服を着用させてください。  〇カラー帽子（冬季は毛糸の帽子でも可）  〇靴は、自分で脱ぎ履きしやすいもので、足に合ったサイズ、運動しやすい物を履かせてください。雨天・冬季は長靴。 |

13　登園・降園について

（１）登園、降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ・就労などの保育が必要な時間に合わせ、送迎をお願いします。  ・クラス別の保育時間は、8時40分～15時です。就労等保育が必要な理由がない場合は、この時間に合わせて送迎をお願いします。  ・送迎の際は必ず駐車場に車を停めてください。  ・駐車場から、園内に入る時、お迎えの時は、必ず手を繋いで送って来てください。（登降園時、車やバスの出入りがあり危険です。）  ・体温が３７.５℃を超えた場合や下痢の場合は登園を控えてください。  ・未満児は、連絡帳に検温、食事、排便の様子など健康状態を必ず記入ください。  ・登園時、降園時の挨拶が進んでできるようにしていきましょう。  ・衣服の着脱や、洗顔、歯磨きなど生活の身の回りのことが自分でできるよう、年齢に合わせて習慣づけていきましょう。 |

（２）通園バス利用について

|  |
| --- |
| ・通園バス利用申込書を提出してください。バス利用の中止にも市への届が必要です。変更される場合には、園へお知らせください。  ・バス通園児は、通園バス協力費として月２,０００円徴収します。  ・通園バスが利用できるのは３歳児以上です。未満児は利用できません。  ・家を出る前に用便を済ませて乗るように心がけてください。  ・指定のバス停までは、それぞれの保護者の方が送迎してください。  ・各バス停ではお子さんと必ず手をつなぎ、安全に注意してお待ちください。  ・バス時刻に間に合わない、都合によって送迎できない時などは、その旨を園に連絡して、各自園まで送迎してください。また、降園時にバスを利用しない時は、バス添乗職員に伝えていただくか、電話・連絡帳で必ず園へ連絡してください。  ・園児を受け取られたら、しっかり手をつなぎ、バスが発車するまで所定の場所で待ってください。  ・道路状況（特に降雪量が多い時）により、多少バス時刻が遅れたり早くなったりすることがあります。ご理解ご協力をお願いします。  ・日常の生活の中で親が手本を示して交通ルールを教えてください。  ・バス停でお迎えがない場合は、園まで連れて帰ります。園へお迎えに来てください。 |

14　保育園と保護者との連携について

|  |
| --- |
| ・園だより・クラス通信・連絡帳  ・個別懇談（年２回）・子育て相談日（毎月末）  ・心配なこと、わからないことは、いつでも職員にお尋ねください。 |

15　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に則り、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

|  |
| --- |
| ・内科検診（全園児年２回）・耳鼻科検診（５歳児年１回）・歯科検診（全園児年１回）  ・尿検査（全園児年１回） |

（２）健康管理、病気のときの対応

〇保育中に発病した場合は、家庭に連絡します。

〇医療機関で処方された薬に限り園でも与薬します。薬を服用する場合は、必ず『くすり連絡票』を提出してください。粉薬や水薬は１回分ずつに分け、各々に名前を書いて持たせてください。２日以上続けて薬を服用される時は、「くすり連絡票」に“○月○日～○月○日”と書いていただき、はじめの日に１枚提出してください。

16　感染症対策について

　感染症にかかった場合は、園内での感染拡大を防ぐため、登園を控えてください。医師の診察を受け、感染症の種類により医師記入による「意見書」または保護者記入による「登園届」を園に提出してください。

17　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 明宝医院 |
| 医　院　長　名 | 林　孝祐 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市明宝大谷３１８－５ |
| 電　話　番　号 | （０５７５）８７－３０８０ |

18　嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 畑佐歯科医院 |
| 医　院　長　名 | 松田　一雄 |
| 所　　在　　地 | 岐阜県郡上市八幡町本町８５３ |
| 電　話　番　号 | （０５７５）６５－２５３３ |

19　避難所

　　保育所近隣の避難所は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定緊急避難場所 | ほほえみの家 |
| 指定避難所 | ほほえみの家 |
| 一時避難所 | ほほえみの家駐車場 |

20　緊急時における対応

|  |
| --- |
| 〇警報発令時等はすぐーる配信にて対応を連絡します。  〇保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は園児の主治医に相談するなどの措置を講じます。  保護者の方と連絡が取れない場合は、園児の身体の安全を最優先させ、当園が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、ご了承ください。 |

＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 明宝振興事務所 | （０５７５）８７－２２１１ |
| 明宝小学校 | （０５７５）８７－２１３２ |
| 郡上警察 明宝駐在所 | （０５７５）８７－２１００ |
| 郡上市消防本部 | （０５７５）６７－１１２７ |

21　非常災害時の対策

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 園長　村瀬　珠恵 |
| 避難訓練 | 毎月１回実施 |
| 防災設備点検 | 年２回実施 |

22　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | スポーツ振興センター災害共済給付金制度 |
| 保険の内容 | 医療費  医療保険並の療養する費用の4/10を給付  ※ 1/10は療養に伴って要する費用として加算されたもの  ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額を給付 |
| 障がい見舞金  ＜治った後に障がいが残った場合＞  ・障がいの程度に応じて、4,000万円（第1級）から88万円（第14級）を給付  ・ただし登園中の場合は、2,000万円から44万円を給付 |
| 死亡見舞金  ・3,000万円を給付  ・ただし運動などの行為と関連しない突然死及び登園中の場合は1,500万円を給付 |
| 掛金 | 年額　２１０円 |

23　業務の質の評価について

|  |  |
| --- | --- |
| 園の自己評価 | 年１回実施 |
| 園の外部評価 | 年１回実施 |

24　苦情相談窓口

　　要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 園長補佐　和田　明代（８７－２００８） |
| 相談・苦情解決責任者 | 園長　村瀬　珠恵（８７－２００８） |
| 第三者委員  （明宝保育園評議員） | 國田 洋子　　学識経験者  細川 陽登美　　 主任児童委員  和田　慎二郎　　Ｒ７年度　保護者会長  進藤　彩子　　Ｒ７年度　家庭教育学級長 |

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

25　地域の育児支援について

|  |
| --- |
| なかよし（７月・10月）・育児相談（随時）  一時預かり保育・園庭開放（金曜日） |

26　法令遵守責任者の設置

|  |  |
| --- | --- |
| 明宝保育園 | 園長　村瀬　珠恵 |